




新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの ひとり親家庭の皆さまへ

- 相談できる人がいない・・・
- ひとりでは家事や子育てに手が回らない・・・
- 家計が大変！経済的支援があれば・・・
- 就職したい！資格を取りたい！

このような
お悩み
ありませんか？

お困りごとの内容に応じた相談窓口はこちら

ひとり親家庭支援	母子家庭等就業・自立支援センター	ひとり親家庭等の就業を促進するための、就業支援サービスや養育費の相談等に応じています。	県母子寡婦福祉協議会 027-255-6636
	母子父子自立支援員	母（父）子家庭及び寡婦の方の就業や子育て、その他生活上の相談に応じています。	県内各保健福祉事務所
子育てやDVの悩み	児童相談所	子どもに関するあらゆる相談を電話でもお受けします。	0570-783-189
	① DV相談ナビ ② DV相談+（プラス）	DVの悩みに、相談員が親身に対応します。 ① 最寄りの窓口 ② 24時間の電話相談（SNS・メールも対応）	①0570-0-55210 ※10/1以降は#8008 ②0120-279-889 
	こどもホットライン24	子どもに関する相談を24時間365日お受けします。	☎電話 0120-783-884 (携帯) 027-263-1100
	ぐんまこども・子育て相談	子育ての悩みや不安、家族や友だちとの悩みなどの相談をお受けします。 (受付：月曜日～金曜日※ 9時～17時) ※土日・祝日、年末年始を除く	LINE ID: @050bnjkgf 
心の健康	群馬県こころの健康センター電話相談	心の健康に関するお悩みの相談を受け付けます。	027-263-1156 
しごと	ハローワーク	仕事をお探しの方はお近くの①ハローワークや②マザーズハローワークにご相談ください。求人情報はハローワークインターネットサービスでも探すことができます。	①ハローワーク インターネットサービス  ②マザーズハローワークHP 
	特別労働相談窓口 (群馬労働局 雇用環境・均等室)	解雇・雇止め・休業手当などの労働相談に対応しています。	027-896-4739

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りのひとり親家庭の皆さまにご活用いただける支援の一覧

給付金	低所得のひとり親家庭の方	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）	【支給額】 子ども1人につき 5万円	①児童扶養手当受給者 ※振込済 ②年金受給のひとり親 ③収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となったひとり親 申請期限：原則令和4年2月末	都道府県市町村
貸付	生活資金でお悩みの方	緊急小口資金	最大 20万円	当座の生活のための緊急かつ一時的な生活費が必要な方 ■ 据置期間：1年以内 ※償還免除の特例あり ■ 返済期間：2年以内	各市町村社会福祉協議会
		総合支援資金	最大 20万円 × 3か月	生活再建までの一定期間の生活費が必要な方 ■ 据置期間：1年以内 ※償還免除の特例あり ■ 返済期間：10年以内	
		新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	最大 10万円 × 3か月	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯等	コールセンター 0120-46-8030
住まい	家賃でお悩みの方	住居確保給付金	家賃相当額	休業などに伴う収入減により、住居を失うおそれが生じている方	市町村
		ひとり親家庭住宅支援資金貸付け	家賃/最大 4万円 × 12か月	自立支援プログラムの策定を受け、自立に意欲的に取り組む方 ※償還免除付	県社会福祉協議会
	住居でお悩みの方	公営住宅	ひとり親世帯は公営住宅の優先入居の対象世帯です。 ※前橋市広瀬町の県営住宅には、シングルマザー向けのシェアハウスもあります。		都道府県市町村
		母子生活支援施設	生活に困窮する母子家庭に住まいを提供する施設です。		都道府県市町村
しごと	休業した労働者の方	傷病手当金	標準報酬月額（直近12か月平均）の1/30 × 2/3	健康保険等の被保険者であって、療養のため働くことができない方 ※国民健康保険の被保険者も、市町村によっては支給される場合あり	協会けんぽ・健康保険組合 ※市町村
		新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の 80%	休業手当の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者の方	コールセンター 0120-221-276
	企業の方	小学校休業等対応助成金	賃金相当額	小学校などの臨時休業などにより仕事を休まざるをえなくなった労働者の方に、有給休暇を取得させた場合 ※子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする方には「 小学校休業等対応支援金 」を支給	コールセンター 0120-60-3999
		雇用調整助成金	休業手当などの最大 10/10 の助成率	労働者の方に休業手当などを支払う場合	
猶予など	いまは、納税や支払いが難しい方	税・国民健康保険料などの免除・猶予	収入が減少した方は、税や国民健康保険料などの免除や猶予が認められることがあります。		国税局 都道府県市町村
		国民年金保険料の免除・納付猶予	収入が減少した方は、国民年金保険料の免除申請ができます。		市町村 年金事務所
		公共料金の支払いの猶予	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上下水道：市町村 ■ 電気・ガス・電話料金：契約されている事業者 ■ NHK受信料：前橋放送局 027-251-1714 		
その他	生活支援	フードバンクによる食料支援	企業や個人から寄贈いただいた食品を支援を必要とする人へ無料で提供します。※支援を受ける場合は、一度、最寄りの市町村・社会福祉協議会などの相談窓口につながりが必要		市町村 各市町村社会福祉協議会